

企画競争実施の公示

2019年6月5日

一般社団法人 山陰インバウンド機構

次のとおり、企画提案書の提出をお願いします。

1. 業務概要

(1) 業務名及び概要

2019年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「地域連携の商談会開催等事業」

(2) 業務内容等

【業務の目的】

現在、国では訪日外国人旅行者数 2020 年 4000 万人、訪日外国人旅行消費額 2020 年 8 兆円等の新たな目標を掲げ、戦略的に取り組んでいるところであり、訪日外国人旅行者をはじめとした観光客の各地域への周遊を促進するため、DMO が中心となって地域の関係者が連携して観光客の来訪・滞在促進を図る取組に対して支援を行う。

本事業では、旅行博及び商談会等への出展や地元でのセミナー開催などを通して、山陰地域内の訪日外客誘致に取り組む観光団体、行政団体、観光事業者などとの連携強化を図る。関西、せとうちの観光団体が出展・開催する旅行博、商談会に山陰地区の関係者とともに出展し、山陰の認知度を向上することで、それぞれのゲートウェイからの誘客を促進する。

【業務の内容】

別紙、説明書による。

【成果物の提出方法】

別紙、説明書による。

(3) 履行期限

2020 年 3 月 19 日(木)

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させてい

る者でないこと。

- (4) (一社)山陰インバウンド機構への協力体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3. 手続等

(1) 担当部署

(一社)山陰インバウンド機構

〒683-0043 鳥取県米子市末広町 311 番地 米子駅前ショッピングセンター4F

E-mail: sanindmo00@sage.ocn.ne.jp

TEL:0859-21-1502 / FAX:0859-21-1524

(2) 企画提案書の作成様式及び記載上の留意点

業務の実施方針、手法等を記載した企画提案書(A4判15枚程度)に併せて、次の事項を記載した書面を提出して下さい。

- ・事業の定性的・定量的な目標値
- ・業務の実施体制、実施工程
- ・緊急時の連絡体制
- ・苦情等相談に係る処理体制
- ・配置予定技術者の資格、経歴、手持ち業務の状況(該当する場合)
- ・業務項目別の経費概算
- ・再委託等の有無及び予定(ただし、発注者側の承諾を要するものに限る。)

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限: 2019年6月17日(月)17時00分(必着)

場 所: (1)に同じ。

方 法: 持参もしくは郵送により原則6部提出することとし、電子データも併せて提出すること。

(4) ヒアリング実施の有無 無

(5) 契約の相手方として最適なものを特定(以下「特定」という)するための企画提案書の評価基準

- ①業務内容の理解度: 調査目的、業務内容について十分に理解していること。
- ②提案内容の優良性: 提案内容に具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れていること。
- ③提案内容の独創性: 独自の発想に基づく提案内容が含まれていること。
- ④業務遂行の安定性: 実施体制、実施スケジュール等の業務環境が、委託業務を安定的に遂行できるものであること。
- ⑤業務成果の中立性: 適正公平な業務成果を示すことができること。
- ⑥必要経費: 業務内容に見合った適切な経費であること。
- ⑦専門的知識: 業務を遂行するために必要十分な専門的知識を有すること。

4. その他

- (1)手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2)契約書作成の要否 要
- (3)本業務の支払条件及び概算予算額
 - ・支払条件:完了検査終了後、適法な請求書を受理して30日以内。
 - ・概算予算額:2,400万円を上限とする。(消費税及び地方消費税を含む)
- (4)企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (5)提出期限までに到達しなかった企画提案書は、いかなる理由をもっても特定しないものとする。
- (6)提出された企画提案書の差替え及び再提出は、原則認めない。
- (7)提出された企画提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (8)提出された企画提案書は、原則返却しない。
- (9)原則として、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、「主たる部分」とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等をいう。
- (10)提出された企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該企画提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (11)特定した提案内容については、(一社)山陰インバウンド機構情報公開規程に基づき、開示する場合がある。
- (12)提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、(一社)山陰インバウンド機構会計規程に基づく契約手続の完了までは、(一社)山陰インバウンド機構との契約関係を生じるものではない。
- (13)提出期限までに成果物を提出する見込みがないことが明らかな場合は、契約の全部又は一部を解除する。
- (14)企画競争の結果は、原則として提案書の提出期限の翌日から14日以内に、企画提案者に対して書面で通知するとともに、(一社)山陰インバウンド機構ホームページで次の事項を公表する。
 - ・特定した企画提案書を提出した者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ・企画提案者ごと、評価項目ごとの評価得点及び合計点
- (15)契約履行過程で生じた成果物の著作権は(一社)山陰インバウンド機構に帰属する。
- (16)不明な点等の問い合わせ先等
 - ・問い合わせ先:3.(1)に同じ(担当:森本)
 - ・問い合わせ方法:電話又は来訪
 - ・問い合わせ期間:公示の日から、3.(3)に記載の提出期限までなお、評価基準の配点は、質問の対象外とする。

※本事業は、当機構が国の補助金の交付決定を受けて実施するものであり、国から交付決定がなかった場合、あるいは予算額に変更があった場合には契約しないことがあります。

説 明 書

1. 業務名

2019年度訪日外国人旅行者周遊促進事業
「地域連携の商談会開催等事業」

2. 実施時期

契約締結の日～2020年3月19日

3. 業務の目的

国は、観光立国推進基本計画に基づき、2020年に訪日外国人旅行者数4,000万人、外国人旅行消費額8兆円等の目標を掲げ、国際競争力の高い魅力ある観光地の形成等の施策を積極的に推し進めている。

また、一般社団法人山陰インバウンド機構においては、2019年度（4月～3月）には、30万人延べ泊以上、2020年度に40万人延べ泊以上の達成を目標とし、増加する外国人旅行者のニーズに的確に対応し、地方のインバウンド消費へつなげていくこととしている。

本事業では、JNTOや中国地域観光推進協議会、山陰地域内団体等と連携し、国内、国外（香港・シンガポール・台湾・タイ・フランス等）の各市場において開催される商談会等へ参加・出展することにより、山陰の認知度向上や旅行商品の造成を促進することとしている。

併せて、地域内でインバウンドに取り組む事業者・自治体等を対象としたセミナー開催などにより、訪日外国人受け入れに向けたソフト面での環境整備を図る。

本事業による山陰地区への訪日外国人観光客は、延べ泊40,000人増加を目標とする。

4. 業務の内容

（1）山陰の観光事業者等との連携による旅行商談会への参加によるプロモーション

①概要

1) 観光事業者が、海外での商談会に参加する際に、自社の素材・商品のPR機会をサポートするとともに、現地主催者等との連絡調整や、出展者IDの発給申請等、出展に必要な諸手続きを代行すること。

2) 商談会を開催する場所は、以下、3)に記載する参加者が全て収容できる会議室やレストラン等の会場・施設等を確保すること。

3) 参加者

- ・ 海外側参加者 旅行会社 4 社（被招請者） 4 名以上で実施
- ・ 日本側参加者 山陰両県内の宿泊施設、観光施設、交通事業者等
5 ～ 1 0 社程度

4) 商談会開催計画（予定） … 別表のとおり

②商談会の運営

- 1) 商談は、海外エージェントが着席し、日本側参加者が個別にテーブルを回る形式とする。
- 2) 商談会開催に必要な機材類等の調達、手配をすること。
- 3) 商談の組合せは、事前のヒアリングや参加者情報の提供等により、海外エージェントと日本側参加者の希望に沿って実施すること。
- 4) 必要に応じて、参加者が自由に商談を行うことが出来るよう配慮すること。
- 5) 商談の時間は、1 回当たり 1 0 分間以上に設定し、スケジュール調整すること。
- 6) 司会・通訳等
 - ・ 商談会の開催中は、会場に進行用の司会 1 名を配置すること。
 - ・ 海外エージェントの中で日本語による会話が出来ない参加者のために、通訳を配置すること。
- 7) 商談会参加者への配布用として、山陰エリアの魅力を効果的に PR できるノベルティを作成すること。
- 8) 日本側参加者については、当機構が選定する。ただし、開催案内等必要な連絡調整は時間的余裕をもって行うこと。

③セールスコールについて

各商談会以外に、一般社団法人山陰インバウンド機構職員（1～2 名）及び山陰地区からの参加者が現地の旅行関係者を訪問する（セールスコール）際の、各種必要な手配を行うこと。

1) 実施日程及び場所

- ・ 日程：各旅行博覧会など開催期間中あるいはその前後の 1 日 ※予定
- ・ 場所：各旅行博覧会開催都市および近隣都市に所在する旅行関係事業者 3 ～ 4 箇所程度

2) 留意事項

・ 連絡・調整

訪問先等は、一般社団法人山陰インバウンド機構と協議の上決定することとし、アポイントメント等の事前調整を行うこと。

・ 移動手段及び経費

セールスコール時の移動手段として専用車を手配すること。

・ 現地通訳

セールススクールに参加する日本側関係者のために通訳 1 名（日本への留学経験がある者等、日本語レベルが高い者）を手配し、参加者に随行して通訳業務を行わせること。

④ その他

1) 国内外での各商談会に参加する一般社団法人山陰インバウンド機構職員 2 名に係る、渡航費・滞在費は、本事業の経費に含めること。また、現地における宿泊場所等必要な手配を行い、渡航・滞在において問題が生じた際にはフォローを行うこと。

なお、各商談会に対する渡航期間は、各開催日程に前後 1 日を含めること。

2) その他

このほか、より効果的な実施方法があれば提案すること。

（別表）【商談会開催計画】

	国・地域	イベント名	期間	参加事業者目標人数	機構渡航	主催者	備考
1	国内	フランス旅行会社対象ファム+商談会	6/19-6/25	6 社	—	山陰インバウンド機構	ファムツアー
2	シンガポール	中国推進協商談会	7 月上旬	6 社	2 名	中国推進協	推進協連携
3	台湾①	中国推進協商談会	7 月中旬	6 社	2 名	中国推進協	推進協連携
4	東京	イギリス【ABTA 東京開催】	10 月	6 社	—	ABTA	JATA 連携
5	大阪	国内 V J T M	10/24-10/27	10 社	2 名	J N T O	中海 DMO 連携
6	タイ	F I T フェア J N T O 連携商談会	11/8-10	6 社	2 名	J N T O	J N T O 連携
7	国内	J A T A 連携・山陰開催ファム+商談会	12 月	10 社	—	J A T A	JATA 連携
8	台湾②	台湾現地商談会	1 月花市	6 社	2 名		中海 DMO 連携
9	フランス	S M T	3/12-15	—	—	J N T O	J N T O 連携

（2）鳥取県・島根県・（一財）関西観光本部等との連携によるプロモーション

① 概要

1) 訪日外国人誘致に取り組む団体、自治体が開催・出展する博覧会、商談会に、一般社団法人山陰インバウンド機構として参加し、旅行会社、旅行者等の認知度を高め、誘客促進につなげる。

2) 時期・方面（予定、例）

- ・ 6～10月頃 韓国等
- ・ 6～10月頃 香港等
- ・ 10～1月頃 中国またはアメリカ等
- ・ 10～1月頃 オーストラリア等

3) その他

上記商談会に参加する一般社団法人山陰インバウンド機構職員1名に係る、渡航費・滞在費を経費に含めるものとし、現地における宿泊場所等必要な手配を行い、渡航・滞在において問題が生じた際にはフォローを行うこと。

(3) 域内の事業者・団体等に向けたセミナー・研修会の開催による啓発

①回数 …年間10回以上

②参加者数 …年間200人以上

③内容

1) インバウンドセミナー

インバウンド施策に取り組む地域内の事業者や行政等を対象にしたセミナーを年間5～6回開催すること。

2) 農山漁村地域セミナー

農山漁村観光及び滞在の促進のため、地域内事業者の意識醸成を目的とするセミナーを年間2ヶ所開催すること。

3) 地域在住外国人対象のセミナー等

・ 在住外国人を対象に、地域内でインバウンド誘致を推進する施設や、在住外国人が来訪機械会の少ない、或いは、外国人に人気のある観光スポットを紹介する取材ツアーを開催すること。

・ 首都圏在住の外国人ネットワークを通じた情報発信を活用し、集客につなげるためのセミナーを年間2～3回開催すること。

5. 成果物の提出等

- | | | |
|----------|----------------|----|
| (1) 成果物 | 事業実施報告書（A4判） | 5部 |
| (2) 提出場所 | （一社）山陰インバウンド機構 | |
| (3) 提出期限 | 2020年3月19日（木） | |

なお、作成にあたっては、以下について留意のこと。

- ① 事前に監督職員の承認を受けること。
- ② 事業実施状況等を漏れなくわかり易く編集すること。

③ 事業実施による効果を調査し、取りまとめること

6. その他

- (1) (一社)山陰インバウンド機構と十分協議しながら事業を進めること。
- (2) 事業の実施にあたっては、「Japan.Endless Discovery.」のロゴマークや「縁の道～山陰～」のロゴマークを使用するなど、国の進める事業の趣旨に沿って行うよう配慮すること。